

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

① ウェブサイトの掲載日 日付を記入

② ウェブサイトのアドレス

URLを記入

③ 公開者 名前を記入

④ 公開意匠の内容 名前を記入が、上記アドレスのウェブサイトに、名前を記入が創作した意匠に係る物品名を記入の意匠を掲載した。(別紙参照)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① 公開意匠の創作者 名前を記入(住所・居所を記入)

② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者) 名前を記入

③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)

名前を記入

④ 公開者 名前を記入

⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、名前を記入によって創作されたものであり、その後日付を記入に名前を記入が意匠登録出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である名前を記入自ら、意匠に係る物品名を記入の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

日付を記入

出願人 名前を記入

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書(別紙)

ここにでっかくツイートのスクリーンショットを貼りました。